

レジデンストラック

出入国規制の緩和

全世界の国と地域からの入国の緩和



2020/10/11 更新情報 補足

- ・10月11日時点での確定公表情報です。変更となる場合もございますので、最新情報は各自ご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・情報の確認には細心の注意を払っておりますが、誤記等も含めて、一切の責任は負えませんので、悪しからずご了承くださいませ。

全世界の国と地域からの入国の緩和

**10月1日から、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可することが決定されました。
10月5日以降の更新情報のみお伝えします。**

↓↓ 政府の発表はほぼこのサイトに集められています ここから確認されると良いです ↓↓
国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について 10/9

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

※双方向出入国再開対象国が増えております。(韓国、ブルネイ)

↓↓ 改訂された政府発表のレジデンストラックの説明資料です。必見 ↓↓
レジデンストラックの手続きについて (PDF) (9月29日時点)

https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai/pdf/residence_truck.pdf

**技能実習生、特定技能外国人の
レジデンストラックの枠組みには変更有りません
留学生も対象になりました。**



各国の日本大使館での申請受付が 始まっています。

- インドネシア https://www.id.emb-japan.go.jp/info20_33j.html
- カンボジア https://www.kh.emb-japan.go.jp/itpr_ja/b_000313.html
- シンガポール https://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
- タイ https://www.th.emb-japan.go.jp/itpr_ja/news_20200729-2.html
- 韓国 https://www.kr.emb-japan.go.jp/people/safety/safety_201007_immigration_jp.html
- 中国 https://www.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000508.html
- パキスタン https://www.pk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00130.html
- フィリピン https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00052.html
- ベトナム https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona0722.html
- ミャンマー <https://www.mm.emb-japan.go.jp/profile/japanese/news/2020/new-228.html>
- モンゴル https://www.mn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20201001visajp.html

コロナリスク

- ▶ 空港の検疫で陽性となった実習生も発生しています。
- ▶ 母国でも空港でも陰性であるのに、待機期間中に発症して陽性となった技能実習生もいます。
- ▶ 空港での検疫で、通訳がない場合があるとの情報ですので、母国で出発する前に、次のような物を持たせてあげてください。「あなたは陽性です、今から貴方を隔離します」・・・理解できない実習生も居ますから。不安にならないように。

新型コロナウイルス対応 指さし会話

<https://www.yubisashi.com/covid19/>

Q&A 全てをよく読んでください

1. 10/6労働省 水際対策の抜本的強化に関するQ&A
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html
2. 9/29経済産業省 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置についてQ&A
<https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai/pdf/qa.pdf>
3. 10/9技能実習機構のレジデンストラック利用のQ&A
<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/201009-1.pdf>
4. 10/6技能実習機構のコロナ対応に関するQ&A
<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/201006-1.pdf>
5. 10/5厚生労働省 帰国された皆様への Q&A
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000656244.pdf>

在日 技能実習生等

JITCOサポート内の情報ですが
とてもよく整理されていますので、
、入れておきました。

レジデンストラックは開始されましたが、「上陸拒否国」に対しての特別措置。相手国も日本を状率拒否としている国の方が多いです。

「帰国困難」の判断が各入管等で異なる判断がされる場合も有ります。

まだまだ、帰国困難での処理は継続すると考えられます。

1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生等の在留申請の関連書式				
	区分	対象者	様式名	
	全ての区分	在留資格変更の場合 在留期間更新の場合	在留資格変更許可申請書 在留期間更新許可申請書	
1	帰国困難 (就労不可) 6月	-	技能実習生 建設就労者・造船就労者 提出書類一覧表① 提出書類一覧表①	
2	帰国困難 (就労可) 6月	従前の受入機関において引き続き従事する場合	技能実習生 建設就労者・造船就労者 提出書類一覧表② 理由書	
3	帰国困難 (就労可) 6月	従前の受入機関から 変更となる場合	従前と同一の監理団体 (※) の場合 ※特定監理団体を含む 技能実習生 建設就労者・造船就労者 提出書類一覧表③ 理由書 提出書類一覧表④ 理由書(従前と同一の監理団体)	
		従前と異なる監理団体(※)が 監理を行っている機関(企業 単独型の場合を含む)での 就労の場合	技能実習生 建設就労者・ 造船就労者 提出書類一覧表④ 理由書(従前と異なる監理団体、従前の監理団 体用) 理由書(従前と異なる監理団体、引き継ぐ監理 団体用) 提出書類一覧表⑤ 理由書(従前と異なる建設・造船特定監理団 体、従前の建設・造船特定監理団体用) 理由書(従前と異なる建設・造船特定監理団 体、引き継ぐ建設・造船特定監理団体用)	
		①従前の受入機関において引き続き従事する場合 及び ②従前に従事した業務に関係する業務での就労を 希望する場合	技能実習生 建設就労者・ 造船就労者 提出書類一覧表⑥ 理由書 提出書類一覧表⑦ 理由書	
5	帰国困難 (就労可) 6月	従前の受入機関から 変更となる場合 及び ②従前に従事した業務に 関係する業務での就労を 希望する場合	従前と同一の監理団体 (※) の場合 従前と異なる監理団体(※)が 監理を行っている機関(企業 単独型の場合を含む)での 就労の場合 技能実習生 建設就労者・ 造船就労者 提出書類一覧表⑧ 理由書(従前と同一の監理団体) 提出書類一覧表⑨ 理由書(従前と同一の建設・造船特定監理団体) 提出書類一覧表⑩ 理由書(従前と異なる監理団体、従前の監理団 体用) 理由書(従前と異なる監理団体、引き継ぐ監理 団体用) 提出書類一覧表⑪ 理由書(従前と異なる建設・造船特定監理団 体、従前の建設・造船特定監理団体用) 理由書(従前と異なる建設・造船特定監理団 体、引き継ぐ建設・造船特定監理団体用)	
		特定技能への 移行準備 (就労可) 4月	同一の受入機関及び同一の業務	技能実習生 提出書類一覧表⑫ 理由書 誓約書 建設就労者・ 造船就労者 提出書類一覧表⑬ 理由書 誓約書
		「特定技能1号」 技能試験を目指す方 (就労可) 最長1年	解雇等された場合 (同一の業務でも、従前と異なる業務でも良い)	技能実習生、建設就労 者・ 造船就労者、 その他 技能実習生、 建設就労者、 造船就労者、 その他 提出書類一覧表⑭ 説明書 資金の支払に関する書面 提出書類一覧表⑮ 説明書 資金の支払に関する書面 技能実習生の現状に関する説明書
8	「特定技能1号」 への以降のために 技能試験を目指す方	技能実習を修了し、帰国が困難となった場合 (実習時と同一の試験を行う業務は対象外、 実習時と別の試験を行う業務は対象となる)	技能実習生、 建設就労者、 造船就労者、 その他 提出書類一覧表⑯ 説明書 資金の支払に関する書面 技能実習生の現状に関する説明書	